

第2節 狂犬病予防

1. 狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、狂犬病発生防止に努めるとともに、関係市町の協力の下に畜犬の収容、放し飼い防止などの飼育指導を行い、畜犬による人畜その他の危害の発生防止に努めている。また、猫の収容もしている。

畜犬捕獲等業務

平成	畜犬捕獲及び収容頭数	返還頭数	咬傷犬届出件数	猫引取数
10年度	567	25	12	287
11年度	495	25	9	266
12年度	441	26	14	258
13年度	383	22	13	244
14年度	362	37	13	267

2. 動物の愛護及び管理に関する法律（平成12年12月1日に動物の保護及び管理に関する法律が一部改正）により動物取扱業は届出が必要になり、届出のあった施設の監視・指導を行っている。

動物取扱業営業届施設数及び監視指導状況

	施設数	届出数	廃止数	監視指導件数
平成12年度	22	22		22
平成13年度	28	7	1	28
平成14年度	27	2	3	27